⑪　本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「運搬費及び準備費の実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、運搬費及び準備費の実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

⑫　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⑬　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

イ　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本工事において合意した単価等を使用するものとする。

ウ　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

エ　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑭　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑮　本工事は、確認資料の簡素化の取組として、本年度、他の申請済みの工事で提出した確認資料と同じ内容の確認資料について、提出を省略することができる試行対象工事である。

⑯　本工事は、月単位の週休２日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休２日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

⑰　本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⑱　本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局設計課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する工事の対象工事（受注者希望型）である。

⑲　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

⑳　本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。

㉑　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特別仕様書によることとする。

㉒　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、現場説明書の内容を十分に確認すること。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑮の全ての条件を満たしている者であること。若しくは、次に掲げる全ての条件を満たしている二者又は三者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、中国四国農政局長から特定ＪＶとして資格認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中国四国農政局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木一式工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,200点以上であること。

なお、特定ＪＶにより参加する場合には、いずれの構成員も「土木一式工事」の認定を受け、代表者は客観点数が1,200点以上、代表者以外の構成員は客観点数が1,100点以上の認定を受けている者であること。

上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　技術提案が適正であること。

⑺　企業の施工実績は、平成22年度から令和６年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、「コンクリート工事」を施工した実績を有すること。なお、特定ＪＶにより参加する場合には、全ての構成員が同種工事（企業）の施工実績を有すること。

特定ＪＶとして申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

また、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうち１者が同種工事（企業）の施工実績を有すること。（特定ＪＶ及び経常ＪＶとしての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

⑻　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、建設業法（昭和24年法律第100号）に従って当該工事に専任で配置できること。

また、一つの工事に複数の候補技術者を配置予定とすること又は同一の技術者を重複して複数工事に配置予定とすることは差し支えないものとする。

なお、特定ＪＶ及び経常ＪＶにおいて配置すべき技術者は、構成員のうちの１社が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

①　平成22年度から令和６年度の間に元請として、完成・引渡しが完了した、「土工事」の施工実績を有すること。ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

特定ＪＶにあっては、構成員のすべての社の各々１人の監理技術者等が同種工事（技術者）の施工経験を有すること。

また、経常ＪＶにあっては、１人の監理技術者等が同種工事（技術者）の経験を有すること。

②　監理技術者等は、１級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者とする。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定めている者をいう。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。